

協 議 調 書

伊那市・高遠町・長谷村合併協議会

協議項目№	8	提案日	第 10 回 協議会 平成 17 年 1 月 26 日	確認日	第 10 回 協議会 平成 17 年 1 月 26 日
協議項目	財産の取扱い（その 2）			関係項目	
調整方針(案)	現在の 3 市町村がそれぞれ所有する山林、原野から生ずる収益については、当該地域の振興のために充てるものとする。			協議結果	方針案のとおり
関係資料					

財産区については、高遠町と長谷村で設置の意向があったが、調整が困難な状況であり、3 市町村長間で新たな財産区を設置しないこととした。両町村の意向を踏まえ、財産区を設置しない代替案として、上記調整案とした。

前回の提案 平成 16 年 11 月 2 日 （第 4 回合併協議会）
提案の内容 3 市町村の所有する財産及び債務は、新市に引き継ぐものとする。

協議 平成 16 年 11 月 16 日 （第 5 回合併協議会）

【参考】
財産区の取り扱い（協議結果）
財産区有財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐ。
新たに財産区を設置する場合は、当該市町村の意向を尊重し、各市町村の議会に提案する。